

議案第 175 号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 24 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第 5 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 145、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 150</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]</p>	<p>（期末手当） 第 5 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 145、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]</p>

第 2 条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一

部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 5 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 140</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 155</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]</p>	<p>(期末手当) 第 5 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 145</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 150</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]</p>

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。